

公益財団法人未来ゴルフ育成財団 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人未来ゴルフ育成財団（以下「当財団」という。）が実施するジュニアゴルファー未来助成金事業において、助成対象者が依頼する指導員（コーチなど）、メンタルトレーナー、栄養士その他必要な専門家等への謝金支出について、公益目的事業の適正な実施及び会計処理の透明性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当財団が助成するジュニアゴルフ競技者が依頼する指導員（コーチなど）、メンタルトレーナー、栄養士その他必要な専門家への謝金に適用する。ただし、当財団役員、評議員、事務局職員、選考委員への謝金には適用しない。

(謝金の支払い基準)

第3条 謝金の支払い基準は、別表のとおりとする。

(謝金受給者の資格)

第4条 謝金を支払う対象は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 当財団助成金の趣旨に基づき、ジュニアゴルフ競技に関連して被助成者が依頼する指導員（コーチなど）、メンタルトレーナー、栄養士その他必要な専門家。
- (2) 当財団が特に必要と認めた専門家。
- (3) ただし、被助成者の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）を謝金受給者として支払うことはできない。

(謝金の支払報告)

第5条 謝金を支払った被助成者および保護者は、別紙1の謝金支出報告書と、謝金受給者の資格を証明する書類（資格証の写しなど）を当財団に提出しなければならない。

(支払方法)

第6条 謝金は原則として、被助成者が謝金受給者へ銀行振込で支払いを行い、振込手数料は助成金から支出するものとする。やむを得ず現金支払いを行った場合は、別紙2の謝金受領書を被助成者が取得し、当財団へ提出しなければならない。

(謝金の単価)

第7条 謝金は1時間単位で支給するものとし、1時間未満の場合は15分単位で計算し、15分未満の端数が生じた場合は15分に切り上げる。

(その他)

第8条 理事会で特別な事情が認められた場合は、別表にかかわらず謝金支給内容を決定

できる。

（個人情報の取扱い）

第9条 謝金受給者及び被助成者の個人情報は、当財団の個人情報保護規程に基づき適正に管理し、謝金の支出確認及び会計処理の目的以外に使用しないものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。

別表 指導員（コーチなど）等謝金基準表

区分	1時間当たり単価の上限	単位	1日当たり謝金の上限
指導員（コーチなど）	10,000 円	1 時間あたり	40,000 円
フィジカルトレーナー	8,000 円	1 時間あたり	32,000 円
メンタルトレーナー	8,000 円	1 時間あたり	32,000 円
栄養指導者（スポーツ栄養士等）	7,000 円	1 時間あたり	28,000 円
講義・セミナー形式の特別指導	30,000 円	1 回あたり （半日程度）	30,000 円 （半日上限）

※謝金受給者は必要資格または相当する実績を有する者に限る。

※宿泊を伴う場合は、移動時間を除いた実働時間を対象とする。

※旅費は当財団旅費規程に準ずる。